省　　令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第二号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第三項及び第二十条第二項（これらの規定を同法第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、日本工業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

日本工業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令

日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（品質管理体制の審査の基準） **第二条**　法第十九条第三項及び第二十条第二項（これらの規定を法第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　前各号に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。 イ　［略］ ロ　次に定めるところにより、品質管理責任者が配置されていること。 (1)　［略］ (2)　品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。 2　［略］	（品質管理体制の審査の基準） **第二条**　法第十九条第三項及び第二十条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　前各号に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。 イ　［略］ ロ　次に定めるところにより、品質管理責任者が配置されていること。 (1)　［略］ (2)　品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。 2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第八十一号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び計量法（平成四年法律第五十一号）第百六条第三項において準用する同法第二十八条第二号及び第百二十一条の八第一号の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の基準） **第十八条の四**　法第百二十一条の八第一号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　［略］	（指定の基準） **第十八条の四**　法第百二十一条の八第一号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　［略］